

年金への理解を深めましょう

11月は「ねんきん月間」です

毎年11月は「ねんきん月間」です。今回は、国民年金に加入している人が受け取る老齢基礎年金についての「年金受給Q&A」と「よくある質問Q&A」をお知らせします。

★市民課年金保険係 ☎ 25 1 1 1 4
市民福祉課市民係 ☎ 27 1 3 3 1 (内線 3 3 3)
熊谷年金事務所 ☎ 0 4 8 - 5 2 2 - 5 1 5 8

年金受給Q&A

私は年金を受け取れるのでしょうか

老齢基礎年金は、20歳から60歳までの間に、次の①②③の合計が25年(300月)以上ある人が、65歳から受け取ることができます。

①国民年金・厚生年金・共済年金の保険料を納付した期間

②保険料免除制度・学生納付特例制度・若年者納付猶予制度の該当期間

※事前の手続きが必要です。

③いわゆるカラ期間【厚生年金等の加入者の配偶者で、任意加入しなかった期間(昭和61年3月以前)など】

60歳になったとき受給資格期間を満たしていない場合どうしたらいいですか

「高齢任意加入制度」をご利用ください。

高齢任意加入制度には60歳の誕生日前日から加入でき、申し込み月から国民年金保険料を納付できます。

「あと数年加入すれば受給資格を得られるのに…」という場合や、「これまでに未納期間があったけれど、もらえる老齢基礎年金を満額に近づきたい」という場合にご利用ください。

また、65歳まで高齢任意加入制度を利用して保険料を納付しても受給資格が満たされない人は、さらに特例で70歳まで加入することができます。この場合、受給権が発生した時点で資格は喪失となるほか、保険料納付の免除申請はできません。

老齢基礎年金はいくらもらえますか

老齢基礎年金の受給額は、保険料を納付した期間と保険料免除等承認期間によって決まります。

仮に20歳から60歳までの40年間、保険料をすべて納付した場合、受給できる老齢基礎年金は年額792,100円、100円(平成22年度)となります。



ご確認ください！年金受給までの流れ



20～60歳
国民年金加入期間

保険料の支払い等

- ①国民年金・厚生年金・共済年金保険料納付期間
- ※最長40年
- ②保険料免除制度・学生納付特例制度・若年者納付猶予制度の該当期間
- ③カラ期間

+

付加保険料
(月額400円)

65歳～
老齢基礎年金受給期間

老齢基礎年金
792,100円(年額)

+

付加年金(年額)
200円×付加保険料を納めた月数

①～③の合計が25年(300月)を超える

60歳までに25年(300月)に満たない場合、高齢任意加入制度が利用可能

- ◇繰り上げ支給…65歳以前から老齢基礎年金を受給(受給額減額)
- ◇繰り下げ支給…66歳以降老齢基礎年金を受給(受給額増額)

受け取る年金額を増やす方法がありますか

「付加年金制度」をご利用ください。

付加年金制度とは、国民年金の第1号被保険者が、毎月の国民年金保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めることで、将来、老齢

基礎年金と合わせて付加年金を受給することができる制度です。

付加年金として受給する金額(年額)は、付加保険料を納めた月数に200円を乗じた金額です。
※国民年金基金に加入している人は、付加年金制度に加入できません。



**国民年金保険料は、
所得税・住民税申告時に
全額が社会保険料控除の対象となります**

平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人については、来年1月下旬に送付されます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、

控除証明専用ダイヤル

☎0570-070-117

（IP電話の場合は）

☎03-6700-1130

にお問い合わせください。

**年金をもらうには、
手続きが必要ですか**

老齢基礎年金の受給資格がある人には、「裁定請求書」が年金事務所から送付されます。届いた裁定請求書を持参のうえ受給の手続きをしてください。

送付時期

○厚生年金加入期間が1年以上ある人

…60歳になる月の3か月前

○厚生年金期間が1年未満の人、国民年金期間のみの人

…65歳になる月の3か月前

《受給手続きについて》

市の窓口で手続きできるのは、第1号被保険者期間のみ

の人です。第3号被保険者期間や厚生年金期間がある人は、年金事務所です手続きをしてください。

**65歳になる前に老齢基礎年金を受け取ることが
できますか**

希望すれば60歳から減額された年金を受け取ることもできます。（＝繰り上げ支給）

ただし、障害になっても障害基礎年金を請求できないなどのデメリットがありますので、請求する際にはご注意ください。

また、66歳以降に年金を請求すると請求時の年齢に応じて増額された年金を受け取る

こともできます。（＝繰り下げ支給）

詳しくはお問い合わせください。



よくある質問Q&A

年金手帳を紛失してしまいました。どうしたらいいですか

年金手帳の再交付の手続きを行ってください。次の場所を受け付けています。

※国民年金への加入状態によって受付場所が変わります。

○第1号被保険者

農業、自営業者、学生、フリーランスライターなど

受付 市の窓口又は熊谷年金事務所

○第2号被保険者

厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員など

受付 勤務先

○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

受付 配偶者の勤務先

25年以上年金保険料を納めて会社を早期退職した場合、国民年金には加入しなくてもいいですか

20歳以上60歳以下で日本に住所がある人は、国民年金の被保険者になることになって

います。「会社を退職＝厚生年金の資格を喪失したことがわかる書類」を持参のうえ市の窓口で国民年金への加入の手続きをしてください。

納めた保険料は、基礎年金額に上乗せされますので、無駄になることはありません。

11月3日が65歳の誕生日ですが、老齢基礎年金はいつからもらえますか

誕生月の翌月から支給されますので、12月分からの支給となります。

ただし、1日生まれの人については、誕生月からの支給となります。

住所を変更した場合、何か手続きが必要ですか

住民票の住所変更とは別に、年金の住所変更の届出が必要となります。住所変更用紙は

市役所及び年金事務所配布しています。 ※共済年金加入者は、各共済組合で配布しています。

年金受給者が亡くなったのですが、何か手続きが必要ですか

国民年金のみを受給していた場合は、市の窓口又は熊谷年金事務所受給権者死亡届と未支給年金請求の届出が必要

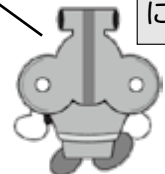
です。なお、未支給年金の請求者は、亡くなられた人と生計を共にしていた親族です。該当者がいない場合は死亡届のみとなります。

厚生年金、共済年金を受給していた人は、熊谷年金事務所、各共済組合での手続きとなります。

年金手帳は大切に！

年金について相談する際は、基礎年金番号が必要となります。年金手帳は大切に保管してください。

なるほど！



本庄市マスコット
「はにぼん」